

環境保全協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙の事業活動による環境負荷の低減のため、新居浜市環境基本条例（平成14年条例第22号）第13条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（基本姿勢）

第1条 乙は、事業活動を行うに当たり、良好で快適な環境を保全することが社会的責務であることにかんがみ、新居浜市環境基本条例、新居浜市環境基本計画、環境保全に関する法令等を遵守し、この協定に定める事項を誠実に履行するものとする。

2 乙は、工場又は事業場及びその周辺の環境を保全するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 甲及び乙は、良好で快適な環境の保全及び創造について、情報交換等を行い、積極的に相互協力するものとする。

（環境保全計画）

第2条 乙は、事業活動に伴う環境負荷を低減するとともに、工場又は事業場及びその周辺の環境を保全するため、甲と協議の上、次に掲げる事項を内容とする環境保全計画を策定し、第1号様式を添えて6月末までに甲に提出するものとする。

（1）環境保全に関する法令等の規定により規制される施設（以下「環境負荷の高い施設」という。）に関する事項

（2）前号の施設に係る環境保全対策、環境への負荷の監視、測定等に関する事項

（3）前2号に掲げるもののほか、良好で快適な環境の保全に有効と思われる施策

2 乙は、環境保全計画を変更した場合は、変更された事項について毎年6月末までに、第1号様式を添えて甲に提出するものとする。

3 乙は、環境保全計画に基づき、環境保全対策等の施策、環境への負荷の監視、測定等を実施し、毎年6月末までに、第1号様式を添えてその年の3月31日以前の一年間における実施状況を甲に報告するものとする。

（規制基準を超過したときの措置）

第3条 乙は、環境保全に関する法令等に規定される規制基準を超過したときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告するものとする。この場合において、甲が必要な指示をしたときは、乙はこれに対応するものとする。

（環境負荷の低減）

第4条 乙は、事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等により周辺の環境が損なわれることがないよう適切な措置を講ずるとともに、環境への負荷の低減に努めるものとする。

（化学物質の管理等）

第5条 乙は、自ら使用する化学物質について、その使用量、排出量、廃棄の状況等の把握に努め、適正な管理を行うとともに、排出抑制に努めるものとする。

(施設の設置等の協議)

第6条 乙は、環境負荷の高い施設を新設し、増設し、若しくは改造しようとするときは、事前に第2号様式を添えて計画書を甲に提出し、協議するものとする。

2 甲は、前項の計画書を受理したときは、受理書(第3号様式)を乙に交付するものとする。

(環境保全推進体制の確立)

第7条 乙は、良好で快適な環境の保全を積極的に推進するための組織体制を整備するものとする。

2 乙は、その従業員に対し環境に関する教育及び研修を実施することにより、良好で快適な環境の保全に関する意識の高揚を図り、環境保全活動を効果的に実践できるよう努めるものとする。

(報告及び立入検査)

第8条 甲は、良好で快適な環境を保全するために必要があると認めるときは、この協定の実施に必要な限度において、乙に対しその業務に関し報告をさせ、乙の承諾を得て甲の職員に、工場若しくは事業場に立ち入らせ、検査させ、又は指導させることができるものとする。

2 甲は、前項の報告又は立入検査により知り得た機密を他に漏らしてはならない。

(情報の公開)

第9条 甲は、この協定の概要、第2条第3項の規定により報告された事項、立入検査の結果その他必要な事項について、新居浜市情報公開条例(平成19年条例第23号)の規定に基づき公開するものとする。

(事故時の措置)

第10条 乙は、工場又は事業場において、施設の故障、破損その他の原因により事故が発生し、周辺の環境に影響を与えるおそれがあると認めるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、必要に応じて操業の一時停止、短縮等の措置をとり、迅速に、環境の保全に努めなければならない。この場合において、乙は、速やかに、その事故の状況及び講じた措置を甲に報告しなければならない。

2 前項の場合において、甲は必要があると認めるときは、乙に対し被害防止のために講ずるべき措置を指示することができるものとし、乙はその指示に従うものとする。

(苦情の処理)

第11条 乙は、事業活動に伴って生じた環境に関する苦情の申立てがあったときは、誠意をもって当該苦情の解決に当たるものとする。この場合において、乙は、必要に応じてその対応状況を甲に報告するものとする。

(緑化及び環境美化)

第12条 乙は、工場又は事業場及びその周辺の環境保全並びに自然環境との調和を図るため、緑化及び環境美化の推進に努めるものとする。

(廃棄物の処理)

第13条 乙は、事業活動に伴う廃棄物について、再使用、再生利用、再資源化その他の方法によりその排出の抑制に努めるとともに、発生した廃棄物は、自らの責任において関係法令に従い適正に処理するものとする。

(温室効果ガスの排出抑制)

第14条 乙は、地球温暖化防止のため、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に関する疑義又は定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(公害防止協定の廃止)

第16条 この協定の締結に伴い、 年 月 日付けで甲乙間において締結した公害防止協定は、廃止する。

(※新規に締結する事業者はこの条文は適用なし)

この協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年11月4日

甲 新居浜市
新居浜市長

乙

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）新居浜市長

⑩

年度環境保全計画（報告）の提出について

環境保全協定書第2条の規定により 年度環境保全計画（報告）を別添のとおり提出します。

第2号様式（第6条関係）

計 画 書

年 月 日

（あて先）新居浜市長

⑩

年 月 日付けで締結した環境保全協定書第6条第1項の規定により、
次のとおり計画書を提出します。

工場又は事業場の名称	
計 画 の 概 要	

第3号様式（第6条関係）

受 理 書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長



年 月 日付で提出のあった計画書を受理したので、環境保全協定書
第6条第2項の規定により受理書を交付します。

工場又は事業場の名称	
計 画 の 概 要	
備 考	